

《研究ノート》

J. H. クラパム『近代イギリス経済史 第2巻 第3編  
自由貿易と鋼 1850-1886年』要綱, 第11章

一ノ瀬 篤  
(岡山大学名誉教授)

第11章 工業化されたイギリスにおける生活と労働

(人口の増加：移民達)

1851年のブリテンは人口過密と見えたのだが、次の35年間、人口密度は急速に高まった。人口上昇カーブは70年代に鋭角的となり、80年代に入ってやや平坦化した。医療知識と衛生法とが、死亡率を抑制した。イングランドとウェールズの人口1,000人当たり死亡率推移は、1850年代：22.2, 1880年代：19.1だった。ロンドンの死亡率は1883年に21未満となった。もっとも、クレア・マーケット (Clare Market：肉類を中心とする食料品市場地域) 地域等の衛生暗黒地帯では、その10年後になってさえ倍近い死亡率のままだった。この地域内の或る区域では1エーカー当たりの人口が800人(5平米当たり1人)だった。

人口増加の一つの原因は、出生率の増加である。イングランドとウェールズでは1871-75年に35.5(人口1,000人当たり)という最大値(スコットランドでは34.9)に達した。出生率は都市部において高く、我が国では人口の3分の2ほどが都市部の住民だった。死亡を上回る出生による自然増は、年々1,000人当たり14人以上にもなっていた。18世紀には移入外国人による人口増を相殺するほど都市の死亡率が高かったが、今やそうではなかった。

アイルランドは、初めは飢饉や悪疫によって後には対外移民によって、人口が減っていたが、ブリテンの対外移民は、80年代初頭の不況時に年20万人に達した時でさえ、出生人口の半分以下を相殺したにすぎない。この時、出生人口は、死亡人口を年に40万人も上回っていた。新たに生まれた人々が労働年齢に達してくると、製造業の拡大と絶えざる分化とが、概しては驚くほど見事に彼らに仕事を供給した。1881年センサスのためには、実に1万1000から1万2000もの職業に関する新しい拡充辞典が必要だった。それはall-rounder(ブーツ製造のどんな工程でもこなせる人)で始まってwhitster(漂白業の職長)で終わるというように、今日では聞き慣れない諸職業を含んでいた。

70-80年代には外国からの移入民がかなり増加し、ブリテンからの対外移民を多少相殺する要因となった。ちなみに60年代までは、アイリッシュを別とすれば、対内移民はほぼ全て選良であって、18世紀のリカード家、ロスチャイルド家等々の後に続く人々だった。これらの人々はすぐに我が国に同化し、またかけがえのない人材だった。1871年センサスでは、外国生まれの人々は統計上わずか10万5000人だった。このうちドイツ人が最も多く(3万4000人)、フランス人がこれに続いた(1万8000人)。1881年になっても、外国人総計は12万4000人を超えてはおらず、そのうち6万人がロンドン在住だった。1881年以降に、中欧・東欧における反ユダヤ運動に続いて、移入人口の大増加が生じた。この結

果、ロンドンのイースト・エンドでは非ユダヤ人から、安売り競争に関する不平が聞かれた。主としては、ベーカリー、葉巻造り、とりわけ仕立て屋がこの競争の圧力を痛感していた。マンチェスターやリーズでも、同様のトラブルがあった。この頃、スコットランド在住の外国人はほんの2、3千人で、その重要部分は船乗りのスカンディナヴィアンだった。1886年の我が国に在住する外国人人口は、その年の我が国からの対外移民総数に匹敵するほどではなかっただろう。

#### (都市の健康状態)

ロンドンの死亡率が1851-53年と1881-83年の間に3ポイント(1,000人当たり3人)低下したことは、シャフツベリー卿の言うように(1884年の王立委員会証言)、この30年間における住宅と衛生面での大改善を統計面で示している。彼が最初に衛生局で仕事をしてきた50年代初めにはまだ、下水溝に直結した床に開いた穴を、ネズミから赤ん坊を守るために、夫婦が交代で監視するというような部屋があった。また1858年のことだが、暑い夏の日には疫病を予感させる悪臭が、テムズから議会に漂ってきて、議会の移転問題まで論じられていた。ロンドンの汚水処理問題は当時、首都圏公共事業局(Metropolitan Board of Works: MBW)が動脈的な排水路を切り開きつつあり(先述)、その結果、汚水を流出させるのに成功したので、議会移転問題は解決した。しかし1860-61年のハマースミス(Hammersmith)では、まだ腐敗した下水路や溝が縦横に走っていた。さらに「数エーカーの広さのある、流出口のない沼地を抱えていて、広範な地域からの下水が流れ込んでいる。そこからの有害な蒸発物は非常に健康に悪い」(或る衛生官の言: H. Jophson, *The Sanitary Evolution of London*, 1907, p.101)。ロンドンでは、いまだに「街の泉水」(town spring water)がたくさんあって、飲まれていた。ショアディッチ(Shoreditch)の或る衛生官は、1860年に「そのサンプルを夏の高温にさらした場合、まず必ず数時間で腐敗を観察できる」(*ibid.*, p.105)と述べている。1856年から1871年にかけて、養豚(ウェストminster地区)、塵芥の山(フラム地区: Fulham)、誕生した幼児が2年しか生き延びられない袋路地(イズリントン地区: Islington)、屠殺・牛舎・豚舎・肥料混造場、等々の公害(ニューイントン地区: Newington)が、衛生官によって報告されている。

ロンドン政府の混乱のために、首都は衛生面で管理の良い地域と悪い地域との混合物になっていた。MBWは、ロンドン圏の主要な下水道、街路、その他の主要建造物をざっと調査はしたものの、教区委員達に対して立ち入った査察をしたり強制したりする権限を持たなかった。1866年になって漸く、テムズ航行法(Thames Navigation Act)がロンドンのために上流諸都市の排水を規制した。また、漸く1878年になってMBWが粗悪建築を駆逐するべく造成と建造材料に関する一般的規制を行う権限を得た。しかし、その程度の状況だった。もっとも、それ以前にも改善の動きはあった。1864年にはホワイトホール・ステアズ(Whitehall Stairs)近くで、堤防建設の礎石が置かれた。堤防は単にテムズの流れを良くしロンドンにふさわしい街道を整えただけではなく、排水問題をも大いに改善した。70年代の立法によって、MBWは不衛生な地域を一掃し始め、最悪の地方当局の管理に対してさえ、進展した世論の圧力が効き始めていた。死亡率はファー医師の理想値(都市での死亡率を1,000人当たり20人以下)に向かって低下しつつあったが、新生児の死亡率は以前と変わらなかった。それにロンドンの成長は、つねに新たな衛生上の問題を提起していた。84年にウルウィッチで乗船した王立委員会の委員達は、川は「幅一杯に、正真正銘、黒色の腐敗した汚水になっていて、悪臭は耐え難い」、

これは「首都と文明に対する恥辱である」と考えた。そこで貯水槽を設け、舁で汚泥を海に運ぶことが必要とされた。

漸く1891年のロンドン公衆衛生法通過によって、いくつかの衛生規制が、新しい州会（County Council）の領域に一般的に適用可能となった。これらの規制はその遙か前から、地方全般（in the country at large）に適用されていたものである。町（towns）には、つねに単一の中央当局があり、一般的な衛生法制（非常に多くが、寛大すぎたが）をすぐに適用しうるか、もしくはみずからの地方法規制定を推進できる立場にあった。大部分の大きな街は、水道供給には精力的に取り組んでいた。リヴァプールは、或る港区域での極端に困難な衛生・保健問題と断固として闘っていた。しかし、大部分の製造業の街では、産業上の考慮が衛生上の考慮を上回っていた。排煙削減への関心もなく、労働者を仕事場の近くに確保しておきたいという強い要求があった。そこで、これらの街のいずれにも、ロンドンのように広くて快適で、比較的健康な住宅地域はなかった。バーミンガム、グラスゴー、ニューカッスルなどは排水問題上、川との関係が地形的にまだまじだったが、西ライディングやペニン山脈のランカシャー諸都市は、狭く鋭角な谷や小規模な川を擁している関係上、新たな排水ルートを開発するのが困難だった。アーウェル川（the Irwell）はマンチェスターの上（かみ）にすでに6つの製造業の町を抱えていた。80年代の暑い天候下では、アーウェルは上述1858年のテムズに匹敵する悪臭を放っていたようだ。リーズでもほぼ同様の状況があった。しかし、議会は現地調査などしなかった。

こうして1880年頃には、バーミンガムとブリストルを除く大都市のいずれも、死亡率において、実にロンドンのイートン・スクエア、クレア・マーケット、オールド・ケント・ロード（いずれも当時の不衛生地区）の平均値を下回ることがなかった。ニューカッスル、シェフィールド、リーズ、レスターは上記平均値に近かったが、マンチェスター、グラスゴー、リヴァプールは、遙かに悪かった。それでもブリテンの諸都市は、世界で最も健康な都市群に属しており、旧世界では確実に最も健康的だった。NYの死亡率は、マンチェスターよりも悪く、パリとベルリンは、リヴァプールより悪かった。ペテルスブルグは、上記クレア・マーケットよりも25%ほど悪かった。1891年センサスは、イングランド人口の11%、ロンドン人口の20%ほどが一部屋当たり2人以上（当時の公的定義による過密）という状況で生活していることを示している。外国の首都に関し、比較できる統計はないが、状況はロンドンより悪かったと想定してまず間違いない。イギリスの衛生官達がこういう状況に全く満足していなかったのは至当だが、E. チャドウィックが死去（1890年）するまでの50年間に亘る事業進展を、或る程度示してはいる。

#### （日々の労役軽減）

ミルは1847年に「今までのところ、機械の発明が人間の日々の骨折り仕事を軽減したかどうかは疑問」と述べており、80年代の大衆版『原理』でも、この文言はそのまま残っている。さて、彼のこの命題は80年代には誤りだったのか。

いくつかの激しい、むしろ殺人的とも言うべき仕事は機械によってとどめを刺されるか、それに近い状態になっていた。例えば木挽きや特定の大工仕事の場合がそうである。同じことは手による大鎌操作と草刈り器、機械を用いぬ銅・鉛鉱山での労働と十分に機械化された鉱山労働、を対比した場合にも言える。

しかし、仮に機械の発明が幾つかの重労働を根絶しつつあったとしても、他方では他の種類の重労働や危険労働を生み出していた。機関に石炭をくべる作業、大風の時の石炭船積み、溶鉱炉における攪鍊作業などがそうであったし、鉄道の信号係、機関車運転士、ガス・化学・技術工学関連の骨が折れてしばしば危険な作業等々の場合もそうだった。同じような例はいくらでも列挙できるが、それをしたところで、機械登場前の作業と登場後の作業の得失差引計算をすることは不可能である。というのも、児童にとって初期綿工場の12時間半労働が、機械発明以前に彼が割り当てられたであろう多種多様な12時間半の仕事（単調で骨が折れた）よりも重かったかどうかは分からないからである。

労働時間：機械発明以前に、児童達にとって12時間労働がどの程度普通であったかを言うことも困難である。機械発明後は、工場では確かに12時間半労働が普通になっており、そのことが諸工場立法を正当化していた。初期の諸立法の目的の一つは、工場における児童の日労働時間を、平均的な成人労働者の慣習的な日労働時間に近づける点にあった。カム・ホブハウス（Cam Hobhouse）は、1825年の下院で以下のように話していた。「自分の調査結果によると、機械製造工、機械鍛造工、家大工、家具製造工、石工、煉瓦工、鍛冶工、機械据え付け工、その他多くの職工達にとって、10時間半労働が通常の日労働時間である」。労働時間がもっと長い職種もあった。下請け工は職種を問わず、その適例であった。しかし、雇用主の命で働く男女にとっては、ほぼ10時間半労働が普通だった。1848年といわず、それ以降もこの状況のままだった。ミルが陰気な疑問を呈したのは、機械採用で幾つかの仕事の緊張が高まったにも拘わらず、こういう状況が執拗に続いたためと思われる（この辺り、クラバムの論の運びは分かりにくい、ミルの上掲1847年の言を、繊維産業は別として日労働時間が1825年頃からいっこうに変わらないことへの悲観論、と理解して叙述していると思われる）。

50年代初頭には、全てのまともな職業で、労働時間ももっと長いのが普通だった。真に「イギリス週」をスタートさせたのは、1850年の工場法だった。この法は、女性の週60労働時間を導入すると同時に、土曜日の労働を午後2時で終わらせることで、それを達成したのである。繊維工場の規則が他産業に拡大されるにつれて、土曜半休が原則となった。

しかしその後は、繊維産業（かつては他産業より遥かに労働時間が長かったが、今や立法に支えられて、ほんの僅か先進的な地位にあった）でも他産業（建築関連の諸職工、植字工、工学技術関連工、鑄鉄工など）でも、事態に変化はなかった。

1874年になって漸く、24年間続いた60時間体制が破られ、繊維産業の週労働時間が56時間半に制限された。先立つ1850-74年間に、幾つかの他産業労働者達が、交渉・ストライキなどによって、繊維産業を追い越す成果を得ていた。例えばイングランドの建築労働者達の場合、週労働時間は61-61.5時間だったが、1872年には労働需給逼迫の時機を賢明に利用して54時間を獲得し、それを以後も維持していた。技術工学工も鑄鉄工も、また作業場で働く金属細工工も、1861年以前に57労働時間を獲得していた。彼らは、さらに1872年、労働需給が非常に逼迫した絶好の機会を利用して、ボイラー製造工とともに、雇用主達から強引に54時間を勝ち取った。彼らの関連産業では、これが標準の週労働時間となった。この54-54.5労働時間は決して普遍的だったわけではないが、19世紀第4四半期には典型的な週労働時間となっていた。あたかも、世紀前半に63週労働時間が典型的であったのと同様である。つまり、少なくともこの程度には、ミルの言う「人間の日々の骨折り仕事」は軽減されていた。

その背後では、機械の発明がそれと大いに関連していた。またその前面では、より適切になった制度や法が、繊維工場の範例セットに直接に貢献していたし、労働組合などが労働日短縮のために交渉したり闘ったりするのを容易にしていた。この労働日問題では、賃金問題の場合以上に、法や労組が大きな役割を果たした。賃金は労働需給が決定的に賃金稼得者に有利な場合には「ひとりでに」上昇することがある。1850-86年間には、綿産業における女性（ほぼ完全に非組織）の賃金は、率にして59から98に上昇している（左記数値では、いつ・何を100としているか明示がない。ただし典拠としてWood, G. H., *Factory Legislation considered with reference to the Wages of the Operatives, S. J.*, 1902 が示されている）。ウール産業の女性（組織化の程度は綿以下）の場合も、62から96に上昇している。ノーサンバーランドの女性農業労働者（全く非組織）の場合には、67から100への上昇である。

#### （稼得額の上昇）

1850-86年間に、綿産業の女性賃金が、労働時間短縮を伴いながら、上記のように66% ( $98 \div 59 = 1.66$ ) も上昇したのは、この時期の一般的賃金上昇の一例に過ぎない。これに対して1830-50年間は、賃金一般は定常的だった。もちろん、1850-86年間にも中断や反転はあった。とくに最後の12年間（1874-86年）は低落期で、若干の産業では厳しい賃金下落があった。しかし、わが国の主要産業全体としては、賃金下落は156から148にとどまっている（左記の数値では、1850年=100）。なお、この下落も、同じ時期の生計費の下落によって十分に相殺されている。

これらの数値は、統計学者達による、ウェイトを考慮した指標であって、すべてのよく知られた信頼できる賃金率シリーズ（農業のそれを含む）に基礎を置いている。国民福祉の動向を見る場合、少なくとも利用可能なものとしては、最も真実を反映した数値であろう。つまり、時系列に沿って、異なった賃金率を受け取る、異なった数の人々を考慮に入れているのである。時間の経過につれて、賃金率の低い職業から高い職業へと絶えざる人口移動（個々人の人生途上よりは、親と子の間の移動が多い）があることを考えに入ると、これは決定的に重要である。端的な例をとると、相対的に賃金の低い農業労働者の数は、1886年には1850年よりも遥かに少なかった。したがって1886年の数値として、彼らの低い賃金に1850年と同じだけのウェイトを付すのは不適切である。ちなみに、1886年の賃金一般が、148に上昇した（1850年=100）と言っても、それは生身の労働者ではなく、言わば抽象的な平均労働者の受け取った賃金額を意味する。

大博覧会からヴィクトリア女王祝祭年前夜に至る期間に、同じ職業に従事していた人は、上記した平均的労働者週賃金上昇率（48%）を享受できなかっただろう。しかし若年で故郷を離れて都市で仕事を果たした人の場合は、上昇率がそれ以上だっただろう。自分の生まれた社会階層にとどまった人の場合は、平均的に見て上昇率は30%程度だっただろう。種々の産業・職業の賃金上昇率は、これらの数値を巡って上下していた。

イングランドの農業労働者の賃金上昇率は、職業を変えない賃金稼得者の平均値を、むしろ上回っていた。彼の上昇率は40%ほどだった。1850年に既に賃金が良好だった印刷や技術工学などの産業では、賃金上昇率はずっと低く、前者は16%、後者は25%ほどだった。殆どの重工業賃金上昇率は、さらに低かった。1886年に鉄と石炭がひどく打撃を受けたからである。鉱山労働者については、下掲ウッド（G. H. Wood）推計では上昇率を（ここで、*Course of Average Wages in Industry and Agriculture, as percentages of*

the average of 1850 というタイトルの下に、1850-1890年間の賃金上昇率の動向を示す二本の折れ線グラフが示されている。数値は1850年=100とする指数で示されている。実線の折れ線は職業ごとの従業者数のウェイトを加味した総平均賃金、点線の折れ線は職業転換のなかった労働者の平均賃金、の動向を示す。二本の線は、ほぼ全く同様の動きを示している。実線・折れ線ともに、趨勢的には右肩上がりで、1873-74年頃に顕著なピークを迎え、その後概して86年頃まで低落するが、以後の4年間は回復している。ただし、実線の上昇率は、ほぼ常に折れ線のそれを上回り、最終的には20ポイントほど上部、つまり160辺りに位置している。クラバムはこのグラフをWood, G. H., Real Wages and the Standard of Comfort since 1850, S. J., 1909に基づくとしている。なお、グラフのタイトルにも拘わらず、点線には「農業労働者」ではなく、「職業転換のなかった労働者」という名称[より広い概念]が付されており、この結果、上の「彼の上昇率は40%ほどだった」という説明との関連が不明確である。) 僅か8%としているが、それでも1874年には、1850年以来の上昇率が60-70%であった(また、86年から91年にかけて、ほぼ1874年水準に回復した)としている。建築業では機械の影響がなかったが、労働時間短縮の下で標準賃金を50%ほど上昇させていた。

巨大な綿産業を全体として、また男・女・児童を含めて見た場合、平均賃金上昇率は59%と算定されており(Wood)、先に見たブリテン加重平均48%を優に上回っている。この産業では統計をとるのが難しく、機械のあり方も絶えず変化していたが、賃金率上昇の主たる原因は、職種名が同一でも、その中身や産業内のウェイトが変化していたことにある。ちなみに、綿産業内部の種々の職種ごとに上昇率は非常に異なっている。

#### (賃金稼得と失業)

1886年という特定の年をとれば、賃金稼得者の状況は1850年に比べて、賃金率動向が示唆するよりもやや悪かった可能性が高い。つまり、1886年には深刻な失業があった。ちなみに、この時期の後期に対しては労組の失業給付金(unemployment pay)に関する統計数値が次第に情報量を増やして、具体的な議論に便宜を与えている。鉄工業関連諸職業では、1886年には労組加盟員の14%から22%程度が、失業給付金を受けていた。これは極端な例だが、技術工学関連労組、大工仕事関連労組の場合でも7%(これもこの時代では高い率)以上だった。

当時の基準では、1850年はたしかに繁栄期だった。労組資料によると、失業率は1886年の9.5%に対して4%だった。もっとも、労組の失業統計数値は、最良の場合(つまり、1875年以降)でも、はなはだ不完全である。時代を遡れば遡るほど、記録は疎らであり、典型値を表さなくなっている。50年代からの数値は、僅か5指で足る程度の労組の分しか存在しない。70年代、80年代についてさえ、繊維産業に関する重要な記録シリーズはない。労組に殆ど加入していない下請け労働者はもちろんのこと、鉱夫や農業・臨時・非熟練・女性労働者の記録もない。労組の普通メンバーというのは、とくに初期には、その職種の選ばれた人々であった可能性がある。広義の弱者こそが、雇用主によって真っ先に解雇されがちだっただろう。1869年から1886年にかけて(および、その後も)、合同仕立工労組の失業平均値は、0.6%を上回ることがなかった。1万2000人から1万5000人(1870-80年代)を擁するこの労組と加盟員にとって、名誉とすべきことだが、1879年の0.46%というような快適な数値は、その年に17万人から18万人居たブリテン仕立工全体(男・女:下請け工が大部分)の失業や不十分雇用の指標ではなさそうだ。

世紀の第4四半期を通じて、綿工場や鉱山は操業時間短縮やシフト数を減らすことによって、不況

に対抗する傾向があった。これに関する数値は得られないが、このやり方は新しいものではなく、より以前には完全な操業停止も普通のことだった。1847-48年の不況時、マンチェスターでは両手法ともに大々的に用いられていた。工場監督官ホーナーは1848年に「多くの工場が既に閉鎖され、また多数が操業時間を短縮しているのです、10時間労働法は全く容易に適用されている」と述べている。

50年代には、繊維産業は80年代におけるよりも、相対的に重要性が高かった。そこでは多量の下請け仕事があったし、衣服産業では更にそうであった。金属産業の諸重要部門では、下請け工や小親方が典型的だった。下請け工や小親方の場合、仮に完全な失業が稀な好況時でさえ、「あちらで少しこちらで少し」的な賃金の少ない半端仕事はよくあることだった。農業労働者も1886年に比べると、1850年には社会で大きな比重を占めていた。彼らの失業機会が相対的に大であったことは疑えない。したがって、50年代は好況年でさえ、総計としての失業は、初期の労組統計の数値が示唆するよりも遙かに後期の不況年（例えば1886年）に近接していた、ということはあるようである。

実際、50年代の不況年は非常に酷い場合があった。1851-58年の8年間平均失業率は、上記労組数値に基づいてさえ、1881-88年の8年間（世間では失業と不況の話でもちきりの時期）の平均値よりも僅かに良い程度である。要するに、たとえ1886年という特定年が、1850年という特定年に比べて経済面で悪かったとしても、両時点間における失業者平均数の増加を勘案して、50年代と80年代の間に生じた賃金上昇を割引評価するべき理由は全くない。A. マーシャルも、他の連続する10年間に比べて過去10年間の方が失業者数が多かったという事実はないと語って、1888年の王立委員会メンバーを驚かせた。統計的に確定することは出来ないが、彼の言は正しいかもしれない。

#### （稼得とトラック賃金）

1840年代にはトラック賃金は、ウィリアム4世のトラック賃金法や先行諸法があったにも拘わらず、まだ幾つかの地方や産業で賃金切り下げの有効手段として存在していた。このやり方は、一般的には自由の侵害として、賃金稼得者やとくにその妻達に嫌われていた。しかし70年代、80年代になると、この時期の一般的賃金上昇に逆影響を及ぼすほどのトラック賃金は少なくなっていた。ただし1871年（この年、トラック賃金制に関して王立委員会報告が出された）頃、唯一、遠隔のシェットランド諸島で一般的で苛酷な形態のトラック賃金制があった。商人達は、無知な田舎の編み工や漁労者に、粗悪な品物で賃金を支払っていた。かつてのイングランドにおける釘職人や編み工の場合と同様である。1871年には、ミッドランドの1万4000人の釘職人も、まだトラック賃金制下にあった（上の「唯一、遠隔のシェットランド諸島で」という記述と矛盾するが、「一般的で過酷な形態の」に力点があるのか?）。しかし、靴下・下着製造業では同じ頃、トラック賃金は殆ど消滅していた。手袋・レース製造業のような下請け産業では、まだ折々トラック賃金が見られた。そこでの諸状況は、釘製造業や編み物業と類似していた。遠隔地では、トミー・ショップが生じやすく、これらの店は腐敗しがちだった。しかし、1871年時点でトラック賃金が大大的に残っていたのは、石炭・鉄鉱山地帯だけだった。

南ウェールズやモンマスシャーでは、昔は会社の店があることは恵沢でさえあったと、1871年に或る鉱山監督官が述べている。多くの雇用主が、今でもそうだと主張していた。ただしこの頃には、会社の店も品物で賃金を払うこと（違法）はしていなかった。しかし賃金が1か月後、或いは12週間後などと大幅な後払いだったので、鉱夫達は店での購入のために前借りに頼りがちだった。会社は直接

に店を経営したり、時には請け負わせていた。会社店舗の品物は概ね高く、掛け売りであることが、その口実となった。

会社店舗はラナークシャーやエアシャーでも普通のことだった。おそらく2万5000人ほどの労働者が影響を被っていた。時には、彼らを頻繁に店に行かせる強制もあったが、概しては賃金が後払い（2週間後や1か月後）であるために、ウェールズの場合と同様、店にはおのずから顧客が確保された。人々はしかし、法に訴えることはしなかった。というのも、スコットランドではトラック賃金法は伝来の法手続に適合しておらず、被害者側は告訴手続きをとらねばならなかったからだ。トラック賃金法は完全に機能停止していた。

1871年委員会は、仮に会社店舗が維持されるとしても、賃金支払いが1週間ごとになされれば、トラック・準トラック賃金制に付随するほぼ全ての害悪が除去されるだろうとしているが、これは明らかに正しい。しかし、このような法は制定されなかった。トラック賃金法が改正されたのは、漸く1887年になってからである。この改正の頃には、一般的に賃金支払い延引期間が短縮されていて、会社経営店も衰退していた。純粋のトラック賃金制も、ほぼ重要性を失っていた。もっとも、チルターン・ヒルズ（Chiltern Hills）のチェーン製造村のような孤立した場所では、まだトミー・ショップが少しばかりあった。また、準トラック制に対する苦情は残存していて、後期ヴィクトリア期の諸トラック賃金法がこれに対処していた。しかし、これらはもう限られたものになっていた。

#### （技術的失業）

下請け産業における失業や不十分雇用の一部は、この期全体を通じて、技術革新と関連していた。しかし任意の産業や時期について、この技術的失業がどの程度に深刻だったかを確定することは非常に難しい。20年代から40年代にかけては、綿、亜麻、ウーステッド産業の手織工の間では、この種の失業は非常に深刻だった。50年代にもこの種失業が相当あった。1860年以降は手織り機がほんの特定の目的にしか用いられなくなっていたので、この種失業は重要とは言えなくなっていた。ウール・絹織物業では、手織り機から機械への移行が非常に寛徐に行われたので、大規模な失業は回避できた。釘、チェーン、手織りレースの諸職工、台編み工などは、機械が徐々に産業を征服して行くにつれて、技術的失業がいくらかあったことだろう。他の特定の産業革新についても、同様である。しかし、この期間の目立った技術革新にあっては、失業者数が重大であったという証拠はない。そして、革新が緩やかに進行した場合には、機械への最終的転換は、影響を受けた者達にとって恩恵であった。衣服製造業は、非常に緩やかに、かつ部分的に工場産業になって行ったので、責任感ある人々が運営した場合には、重大な害悪とは無縁だった。工場女性・少女の職工達にも大いなる恩恵となった。手仕事の靴製造職の場合、地方によっては当初、ストライキで機械に対抗する場合もあったが、全体としては機械による被害は殆ど受けなかった。優秀な機械靴職人は絶えず彼らから募集されたし、優秀な職人には注文制製造の道もあった。手仕事の靴職人の賃金は、機械が導入されつつある期間に上昇していた。もし機械が職人達の多くを失業させていたら、そうはならなかったはずである。ミッドランドの金属産業に工場が広がって行くにつれて、小親方達は一般的な失業を伴うこともなく、工場に入り込んでいった。この産業で、この時期の終わり頃に、苦役労働、酷い労働環境などのありとあらゆる害悪が普通だったのは、生き残っていた下請け職人達の場合だった（衣服産業の場合も同様）。端的な

例は少数の錠前工である。彼らは1892年になっても、時と所とを構わず1日16時間も働かされ、その結果、雇用主達は十分に設備の整った工場に、製品を安売りできたのだった。

### (生計費)

1850年代から80年代にかけては、賃金稼得者の生計費に関する正確な統計がまだ得られないが、概略的事実には疑いの余地がない。つまり、貨幣表示の生計費（賃借料を含む）は、目立つほどは上昇していない。むしろ利用可能な資料では、それはやや下落している。パンの価格は顕著に下落した。1850-59年の10年間、ロンドン人は重量4ポンドのパンに対して $8\frac{1}{2}$ d.払っていた。1880-86年の7年間、その価格は $6\frac{3}{4}$ d.強であった（ここで、1850-1890年間のパン価格の推移を示すグラフが示される。中身はこの前後の説明通り）。高物価・高賃金の1870-76年の7年間でも、8d.にすぎなかった。1887年には $5\frac{1}{2}$ d.近くに下がった。賃金稼得者の消費にとって重要な食品のなかで、幾つか（例えば、肉）は上昇していた。しかし、ベーコン、砂糖、茶は下がっていた。全体としては、これらの食品群価格は明確に下がっていた。（上の一文に対しても、以下の説明に関しても、商品パッケージの中身〔種類、数量、ウェイト〕や単位となる消費期間〔日、週、月、年〕についての説明がない。ただ、議論が前掲のWood, G. H., S. J., 1909に基づいていることが示唆されている。）パンを含む通常の消費品目価格を考慮すると、その雑多な商品パッケージは、1850-59年間には $17s. 8\frac{1}{4}$ d., 1880-06年間には $16s. 2\frac{1}{4}$ d.であった。この開きは、クリミア戦争と50年代の高物価がなければ、もっと小さかっただろう。1851-52年には、商品パッケージは $15s. 6d.$ で買ったのである。ただし、この低い値ですら、1886年の $14s. 7d.$ よりは高かった。そして19世紀の残り期間、この1886年値を超えることはなかった。1897年には、商品パッケージ価格は $13s. 8\frac{1}{2}$ d.に下がっていた。労組の失業率数値も3.5%になっており、人々がこの当時、保守党に投票したのも驚くに当たらない。工場がうまく機能していたのである。

小売物価の下落が、どの程度都市部の賃借料上昇によって相殺されたかは、資料がないために推計が難しい。推計は、家の造りが変化していくことによって、ますます複雑化する。80年代、都市の通常の賃金稼得者は、彼の父よりも良い家に住んでいた。知られている限り、家賃は平均して1週4s.から $5s. 6d.$ に上昇した。（典拠は特に示されていない。しかし、20年後に*Report on the Cost of Living of the Working Classes*, Cd. 3844 of 1908, という報告が出され、そこではオルダム [Oldham] の人口の64%が4室から成る家に住んでいて、その平均家賃は5s.から6s.であったこと、ロンドン以外の諸都市では、63の都市のうち、わずか8都市において、最高家賃が6s.を超えていたにすぎない、と注記されている。）この上昇のうち半分が、家屋の改善（スペース、快適さ）に帰せられるという示唆がある。残り半分は、都市住宅地価値の上昇と建築費の上昇によるだろう。この推計が概ね正しいとすれば、この期間の家賃上昇額9d.（上記二つの値の差額18d.の半額）は、パン等の消費財コストの下落分を相殺し切るものではないだろう。したがって貨幣賃金の上昇分は、全て生活水準の改善用に回ったと考えてよい。ただし失業率が高まっていなければの話だが、これも上述のように、明確には示されていない。同時代人達の観察も、上述の結論と実質的に同じである。

小規模住宅の住人達は従前より高い家賃を払っていたわけだが、彼らが受けている便益の中には、種々の公共企業の提供するサービス（ほぼ全て1848年から1852年にかけて公衆衛生法、公衆浴場法等々が制定されて以降のもの）もあった。ところで、小規模不動産の占有者から救貧地方税（これを基礎として他の諸地方税が賦課された）を徴収する難しさは、世紀初頭から認識されていた。そ

の結果、占有者ではなく所有者に地方税を課することが認められていた。この地方税家賃控除制度（*compounding system*：家主が家賃から地方税を支払う方式。以下、CS）は、まさに市レベルの新たな諸活動が開始された1850年に、小規模借家法（*Small Tenements Act*：13 and 14 Vict. c.99）によって拡充された。年当たりの地方税額が6ポンド以下である場合は、課税当局は所有者を相手とすることが出来た。地方の諸法律が、この額を押し上げた。1869年の法（32 and 33 Vict., c. 40）（第二次選挙法改正が地方税納入義務を選挙権と結合した結果、必要となった法）の下で、遂に全イングランド・ウェールズに対して、統一的なCSが導入された。ロンドンに対しては、CSの認められる地方税限度額が年20ポンドとなり、以下、リヴァプール13ポンド、マンチェスターとバーミンガム10ポンド、全国その他の場所では8ポンドに引き上げられた。地方税課税価格は家賃よりも低いので、これは通常の賃金稼得借家人にとって、以下のような諸便益を享受するために、家賃以上には何も支払う必要がないことを意味していた（上記に、週家賃は5s.6d.程度という記述があり、これは年にして14ポンド強になる。地方税はここから差し引かれるので、借家人は家賃以上に更に支払う必要はない、ということだろう）。つまり警察・消防団、保健衛生、街路保全・街灯、公園・広場・図書館・公衆浴場、救貧事業、特定目的病院、新規の教育制度、などの便益である。地方税からの教育支出は、1870年の出発当初こそ少なかったが、15年経過した今ではイングランドとウェールズ併せて550万ポンドになっていた（この時のブリテンの地方歳出合計は6,200万ポンド）。

地方自治体が住民に負う最低限の責務は、まずまず効率的な地方政府、或る程度の清潔さ・秩序の維持、休息と教育のための多少の機会提供だが、1世代前に比べると、これら責務は遥かに誠実に果たされていた。50年代に開かれたマンチェスターのピール公園、ロンドンのヴィクトリア公園、他の諸都市の対応諸施設は、さほど輝かしいものではないかもしれないが、1845年委員会の次のような報告に照らせば、相当な成果ではある。「リヴァプール、マンチェスター、バーミンガム、リーズのような大都市および非常に多くの他都市では、現在、公共遊歩道がない」。

#### （税負担）

ピール＝グラッドストーン流の財政方式が勝利を占めていたので、租税負担者、特に賃金稼得者への負担は、この40年間を通じて軽くなっていた。1882年向けの或る推計（Prof. Leone Levi in *S. J. March*, 1884）では、中流階級以上における租税負担平均額は、1842年以降、1人当たり10%ほど上昇したのに対して、労働階級では5%だけ低減していた。この推計によれば、賃金上昇を勧案すると1842年に所得の16%を税として払っていた家族持ちの賃金稼得者は、1882年には7.3%しか払っていなかったことになる。中流階級以上の軽度の租税負担増加にしても、所得に対する租税負担の割合は（労働階級の場合ほどではなかったとしても）低下していたにちがいない。

#### （女性の賃金）

女性の賃金も、独立した市民の生計費としてはなお貧弱だったが、諸工業・農業の正規フルタイム雇用の場合には、男性とほぼ全く同様に、かつ同じ割合で上昇していた。召使い等々の家事労働者（彼女達の数は30年前と同様、1881年でも繊維産業の2倍以上）の賃金も、おそらく同じ割合で上昇したであろうが、この職業では「賃金」の中身が多種多様で、報酬の大きさを測る尺度もないので、統計的な実証は難しい。

フルタイムであれパートタイムであれ、果てしなく多様な下請け仕事(例えば縫い仕事, 箱作り, ブラシ作り, 造花, など)で、どれだけの賃金改善があったかを算定することも不可能である。これらの職業は、とりわけ救貧法の援助を受けている無力な人々や、乏しい家族収入を少しでも増やそうとする妻達の避難所だった。そういう人達からの競争は、他の職種と比較した場合、これら産業の賃金が上昇する妨げになったことだろう。

工場であれ家内であれ、通常の女性労働者に対する最高賃金は20s. ほどだった。オルダム (Oldham) では平均稼得額は週13s. から19s., マンチェスターでは13s. から15s. 程度だった。ヨークシャーのウール, ウーステッドの町々では、18s.以上の週賃金は聞かれない。スタッフォードシャーの陶器業の場合、通常の日賃金はわずか1s.4d. にすぎなかった。イースト・ロンドンの工場は、国の雑多な工場産業(製本, 製菓, コルセット・マッチ・綱・傘製造, 等々)をまさに代表していたが、賃金最高額が20s. を超えることはなく、概してそれより遙かに低かった。

ロンドンと他の典型的な製造業都市との間には、上で見たように女性賃金に関して顕著な差異はなかった。女性フルタイムの大多数は、どこでも10s. ないし14s. を得ていた。ただし製造業地域の辺鄙な町々では、賃金はもっと低かった。たとえばストラウド (Stroud) やケンダル (Kendal) では、10s. 以下の賃金を得ている女性が最も多かった。小さな町や田舎の下請け工賃金がいっそう低かったことには疑いの余地がない。

1881年でも賃金稼得女性が属する主要集団は、1851年と同様、家事・繊維・縫製・洗濯業だった。国の人口は増加していたが、それにつれて家事労働者の比重もむしろ増加していた。農業部面での家事労働を含めると、1851年には全女性人口比10%であったものが、1881年には11%になっていた。繊維・縫製業労働者は、人口の成長ほど急速には増えていなかった(ただし、仕立工は別)。これら諸現象の説明要因は機械である。また新しい女性向け職業は、主要産業、その他雑多産業を問わず、緩やかにしか成長していなかった。しかし、少女達は電信オペレーターとして有能で、1851年に19人しかいなかったものが、80年代の終わりにはほぼ2万3000人に達していた。

#### (家族収入)

諸工場法・諸教育法は児童の就業を禁じたので、家族収入からその分だけが控除されることになった。しかし、その額は通常、微々たるものだった。1880年の「初等教育法」の下では、児童は13歳で就業を開始することが出来た。初期の諸工場法(対象は繊維業)は、通常の実業年齢を9歳としていたが、他の諸産業では40年代を通じて、就業開始年齢は正規職の場合、7歳と8歳の間だった。その頃およびその後、一方で幼児がレースや麦わら真田、下着などを作っている場合もあったが、他方、いくつかの産業や場所において、12歳から14歳の少年が正規職に就いていない場合もあった。60年代のバーミンガム産業では、9ないし10歳が最も普通の就業開始年齢だった。ロンドンでは、10歳から12歳以下の児童向けの正規職は、決して多くなかった。児童を学校に行かせるべしという義務は、平均的ロンドン人の家計に殆ど影響を及ぼさなかった。それが最も影響したのは、農業労働者である。そして全階層の中で、農業主が新しい学校教育強制に最も批判的だった。1876年の法は、農業従事児童に関して1年に6週間だけ、その強制を緩めた。

この世紀のもっと早い時期向けには、手織り職工に関して全家族収入の最大値を示唆する粗末な統

計があったが、80年代の家族収入については、そういうものすら存在しない。しかし、このディケーターの終わり頃からは、推計と戸別訪問調査が行われはじめ、80年代の家族収入に光を当てることとなった。この頃、どこにおいても（とくに繊維業地方）多くの既婚女性がフルタイムとして働いていた。80年代終期に行われたロンドンとヨークの調査から判断すると、イングランドの都市では男性の所帯主収入に加えて、妻子による25ないし30%の追加家族収入があったと判断できる。田舎でも事態は同様だったが、額が遙かに少なかったことは確かだ。

#### （収入への算入：徒弟）

1842-43年の児童雇用委員会が徒弟制の持続と濫用に強い印象を受けて以来、その濫用ばかりでなく徒弟制そのものも減退してはいた。しかしそれは修正された形で、多くの職業（一定期間の準備が特に望ましいような分野）で持続していたし、増大さえしていた。そして中世以来立法者を悩ませてきた徒弟の過剰供給という社会問題が、後期ヴィクトリア期をも悩ませていた。

繊維産業やその他多くの産業（特に素朴な工場産業）では、公的な徒弟制は殆ど消滅していた。ただし繊維産業では、少年・少女達は自然な見習い過程（例えば、妹が姉の作業を見習うなど）を経て、正規工になっていくし、重金属（heavy-metal）産業では、少年は下請け労働団を率いる成年労働者に雇われるなど、別の形の見習い過程があった。他方、古いシェフィールドの諸産業の下請け遍歴職人（一種の親方）の場合、或る種の厳格な認可規則があり、通常は自分の息子に有利となった。他の、変化のない小規模手工業（馬車・籠・桶造りなど）の場合も同じである。保守的な船大工の場合、公的な年季奉公契約書を廃止することさえしなかった。ただし実質的には、それも廃れつつあった。技術工学の型造り職の場合、徒弟制は一般的で5年が最低年限であり、しばしば21歳まで延長された。海軍本部は、未だに全ての海軍技術職に対して、全7年間の徒弟制を主張していた。しかしボイラー製造を含む技術職一般においては、2年程度の非公式な工場徒弟期間と追加的な2年程度の見習い工期間が通例だった。徒弟・見習い工と正規工との間の人数比率は、常に雇用主との間の論争問題になっていた。

技術工達は徒弟制を残そうとしたが、機械がその努力を甲斐なきものとした。ちょうど「先行者」としての機械据付工の場合と同じである。機械が手工業と接触したところでは、どこでも同じだった。最良の家具職人は、未だに徒弟制で訓練されていた。しかしロンドンでは、機械製家具の到来と共に徒弟制は死滅しつつあった。

予期可能なことだが、建築業と印刷業では形式面のみならず或る程度は実質面でも、徒弟制が残されていた。しかし石工の場合、父親が息子を訓練するが多かった。石工労働組合の徒弟制に関する記述は非常に厳格だったが、単に残った少数者に適用されるにすぎなくなった。その他の建築関係職でも、事態は同様だった。要するに機械の助けがあれば、徒弟制で訓練しなかった人々も、特に大きな困難もなく仕事が出来たのである。

印刷業では、徒弟制はいっそう公的かつ規則重視的だった。しかし多数の組合外植字工や無数の小規模親方が居た。後者は、多少技能の劣る職工を雇って働かせた。組合の参入規制は全く失効していた。

諸運輸業では、テムズの船頭や大きな海運会社の幹部見習い生の場合を除き、徒弟制は消滅していた。炭鉱では徒弟制は一切なく、鉱夫労働組合も綿の紡ぎ工と同様、徒弟制には無関心だった。

おそらく労働組合主義者達の多くが、徒弟制には同様に無関心だった。もちろん、少年少女達が仕事を学ばねばならない点に変わりはないが、彼らの大多数が如何に学んだか、見習いと正規職との比率は如何にあるべきかなどは、国家にとってもそれより小さな組織にとっても、もはや問題ではなかった。(この項目のタイトルと内容は、明示的には一致していない)

### (友愛組合と埋葬クラブ)

厳しい1840年代においてさえ、農業であれ工業であれ非常に多くの賃金稼得者が、村のクラブや町の埋葬協会、あるいは友愛協会や儉約団 (provident Orders) に、何とか掛け金を拠出し得ていた。これらの組織は、異常な速度で町から地方へと広がっていた。ランカシャーの綿業地域は埋葬クラブ推進の本拠地、かつ集金協会や友愛協会誕生の地であって、かのマンチェスター・ユナイティ (the Manchester Unity of Odd Fellows : 第1巻第14章参照 : 以下, MU) の本拠地でもあった。この組織は、40年代には未だに非登録のままだった。というのも、その構成が既存の友愛協会の法に合わなかったからである。1848年に上院の或る委員会は、MUスミス団長の証言を求めた後で、MUの強力さに殆ど恐怖の念を抱いたほどだった。「この団は異常なほどの人気があり、若い労働者達を非常に惹きつけ、この種の他の小組織全てにとって代わろうとしている」と委員会は報じている。団は26万人の加盟員を擁し、34万ポンドの収入(年?)があるとされた。委員会は、団の国家への忠誠心を疑ってはいなかったが、この年が欧州諸革命の年だったので、「このように巨額の資産をもった連合組織が、もし適法の目的から逸脱すると非常に危険なものとなるにちがいない」とさえ述べている。上院はそういう見解を採らなかった。

委員会の調査は法制化への提案を基にしていた。調査の結果、結局この団を法 (13&14, Vict. c.115) の枠内に納めることが出来た。団も完全に同意した。団への出資者は商人、医療従事者、聖職者などを含んでおり、下層賃金労働者だけではなかった。

埋葬クラブは50年代に広がったが、綿業地域外では重要性が乏しかった。ただ、綿業地域内では、その存在感は異常なほどだった。ストックポートの救貧連合8万人の住民のうち、4万9000人以上が埋葬に関して保険されていた(1853-54年)。ウィガン (Wigan) には、少なくとも46の地方協会があった。或る商人は議会の委員会で、リヴァプールの諸協会は9万人の加盟員を擁していると語っている。1839年に設立されたブラックバーン慈善埋葬協会は、1850年には4万5000人以上、70年代初期には13万人の加盟員を擁していた(子供も生後16週で加入できた)。1850年頃、埋葬協会加盟員は、全イングランドでおそらく75万人ほどだった。時折、保険に入っている児童が殺されたという恐ろしい話が聞かれ、人々は警戒心を抱かされた。予防立法もなされたが、殺人がよくあるとか、それが児童保険の産物だとかいうことは、立証されなかった。

埋葬クラブと密接に関連していたのは、一般的な集金協会 (general collecting societies : 彼らも死亡保険を提供していた) である。名称の由来は、彼らが村の埋葬協会やMUの支部とは異なって、個人的密接さを欠いていたからである。リヴァプールがその誕生地であって、1850年のロイヤル・リヴァー (the Royal Liver) がその代表的機関だった。さらに彼らの上部に、賃金稼得者の貯蓄と通常の保険組合 (ordinary insurance societies) とを結ぶプルーデンシャルのような営利会社があった。1872年には同社の加入者(多くの社会階層から成っていた)は100万人を超えていた。

この頃まで、村の埋葬クラブからMUのように大規模な友愛協会に至るまで、保険に関連する種々の団体の保険数理知識・数値管理は概して全く不十分で、中にはあからさまな詐欺的団体すらあった。MUは1870年以前に保険数値の評定を始めたが、結果として、その支部や関連地域のいずれも、技術的には支払い可能なところが非常に少ないことが判明した。規模においてMUに次ぐ地位にあったフォレストーズ (the Foresters) などは、1875年に至るまで支払い不足額を確かめることすら全くしていなかった。

保険関連団体の上層から下層に至る、このような安全性の欠如は、政府を不安にしていた。それまでも政府は、小実験的にはあったが、長きにわたって貯蓄銀行や貯蓄協会を通じ、人々の必要に適した年金を提供することで保険に介入してきたのだが、この時期の多少誇張気味な友愛協会への批判が、保険団(Orders)改革の機運を生み出した。1871-74年の或る王立委員会の徹底的な調査に基づいて、1875年に統合的な「友愛協会法」が誕生した。新法の結果、あらゆるタイプの腐敗した協会が打ち倒され、生き残った組織の資金調達・支出を改善した。

連盟的な保険団は基礎を固め、反対に純粹に地方的なタイプの協会(パブ、学校の教室、非国教会のチャペルなどが拠点)は打撃を被った。新法以降の10年間で9,283の登録協会が、登録された保険団の支部に転換した。フォレストーズが最も恩恵を蒙り、何千という地方のクラブを吸収した。1886年までには、同団は5,000以上の支部と66万7000人以上の加入者を擁していた。MUはそこまで行かなかったが、それでも加入者は60万人を超えていた。スコットランドにおいてすら、1886年に登録されていた古い型の地方クラブ1つに対して、イングランド起源の一般的保険団(フォレストーズ、MUなど)の支部が8つもあった。これに対するスコットランド系保険団のイングランド侵略は非常に小規模で、それも保険よりは懇親が主目的だったと言われている。80年代には、このような懇親目的の労働者クラブも政治目的のクラブも、友愛協会として登録されていたのだ。

まともな保険団、そして一般に友愛協会は、埋葬関連よりは遙かに多くの金額を疾病や怪我の場合に支出していた。例えばMUの場合、後者は前者の3倍だった。80年代になってやっと、彼らは退職年金について注意深く研究し始めた。これらの団体は、定款においては自治組織であり、精神においては名の示すとおり友愛団体だった。他方、集金協会は、死亡保険に特化していた。この組織は、死に対する備えのない低社会階層の人々の必要を満たしていた。

1885-87年には、集金協会が300万人以上、旧型の単一クラブ協会が200万人以上、連盟型の保険団が175万人以上の加入者を擁していた。これはブリテンの数値である。これに加えて、植民地や外国への保険団の流出現象があった。上記の数値には重複があり、また友愛協会運動は他の諸運動と重複していたが、少なくとも次のことは確かである：400万人の成人(大部分が賃金稼得者)が協会の積極的参加者であった：それに加えておそらく何百万人という人々が保険で資金を積み立てていた。その他に、これらの人々や、それに準ずる人々が貯蓄銀行や建築貯蓄組合あるいは労組の積立金に投じている巨額の資金もあった。40年代のエンゲルスの研究を念頭に置いて80年代ブリテンを研究した外国からの訪問者達は、多数のイギリス労働者達の生活において、1世代前と比べて完全な革命(complete revolution)と改善が見られる、と記述している(J. M. Baernreither, *English Associations of Working Men*, Eng. trans., 1889, p.5)。この革命・改善に関して、友愛協会はその証人でもあり原因でも

あった。

(賃金稼得者と経済秩序：チャーティズム、オーウェン主義、急進主義)

進歩・自助・グラッドストーンの財政を内容とするこの世代に、代表的な賃金稼得者が社会の経済秩序やその中での自分の地位についてどう考えて（むしろ「感じて」）いたかを推測することは、決して容易ではない。しかし社会の平均的快適さを増進させるのに参画している限り、自分達にはより良い条件を請求する権利がある、という辺りがその内容であったと考えてよいだろう。これが、平均的労働階層の意見の平明で健全な素材であった。ここから、この世代の様々な思想家は——リカード経済学のツールやパトリック・コルクーン (Patrick Colquhoun) の計測用具の助けを借りて——価値、全労働生産物への参画権などの理論を構築したのである。カール・マルクスは、後にこれを難解な弁証法的な形に造型した。新救貧法の敵対者（チャーティズムに非常に多くの人材を供給したのだが）にとっては、より良い条件への要求は、権利としての救貧援助とほぼ同義であった。トム・ペイン (Tom Paine) やコベットは、そのように教えた。彼らによると、人民は自分達からくすねられた土地に対して補償してもらう権利があった。補償はすでに一部、地方税で支払われているが、これでは不十分だから、貧しい人が生活し老齢に備えることが出来るよう、無条件の支払いによって補足することが必要である：この支払いは土地保有層に課す相続税を原資とすべきだ、とペインは論じていた。彼らの言はおそらく多少とも、後にリカード派社会主義者と呼ばれる人々の洗練された議論を反映していたであろう。

チャーティスト運動の思想家 J. オブライエン (James Bronterre O'Brien: Bronterre はペンネームの場合のみ挿入した：本名はJames. O'Brien) も、そうである。半ダースほどの大衆向け雑誌に執筆し、5, 6時間も続けて集会に出席することが出来るほど精力的な人物だった。彼は、財産は窃盗に他ならないと述べていた（ブルードンはずっと後に、この派手な文言を焼き直して用いた）。彼は資本を、蓄積された労働と呼んだ。フランス革命を失敗としたが、それは地代が依然として個人に支払われ、国家に支払われてはいない、という理由によっている。彼は国家だけが、任意の個人や家族がどれだけの土地を保有するかを決定すべきである、と論じた。また何故、国民ではなく諸個人が、新しい鉱山開発や街の建設から生じる価値の増分を確保しているのかと疑問を呈した。もっとも彼は、土地は没収するのでなく国家が市場ベースで購入すべし、と説いていた。アイルランド人の例に漏れず、農業社会主義に最も注意を払っていた。これについては彼は、チャーティズムが政治的に崩壊した後、1864年に貧窮のうちに死去するまで一貫して、「レイノルズ新聞」(Reynolds' Newspaper) に書き続けていた。

オーウェン主義による「教会」(科学ホール:the Halls of Science) に対してだけは、1840年代に入って社会主義者という別称を付するのが当時の慣しだったが、その「教会」は共同体を志向するその信条を守っていた。オーウェン自身も、1844年の『新たな道德世界の書』(The Book of the New Moral World, Part. 5) において不撓不屈の精神で（オーウェンは1771年生まれ）その信条を説き続けていたが、より円熟した新たな示唆を追加していた。つまり国家は新規鉄道とその両側の広範な土地を買い入れ、旧世界を厳しく侵害することなしに、その場所に喜びに満ちた新世界をもたらすべきだ、というのである。彼に対する敬愛の念は失われていなかったが、「教会」は勢いが弱くなっていた。人々は他の種々の団体に移行していた。1846年には「教会」の故地の一つであるジョン・ストリート (John Street)

の社会協会 (the Social Institution) も、「文学・科学協会」(the Literary and Scientific Institution) に変わっていた。「リーズナー」(the Reasoner) も、この年から1861年まではG. J. ホリヨーク (G. J. Holyoake) が編集者だったが、共同体よりは功利主義倫理、共和主義、そして世俗主義を論ずることが多くなっていた。1848-54年間には協同組合活動も、ぐらついていた。かつてはオーウェンの下で学んだ人々や、クリスチャン社会主義を標榜して労働組合による生産を説いた別派の先覚者達 (J. M. ラドロー [J. M. Ludlow] が念頭に置かれている) の情熱や資金が、協同組合活動に流入していた。今や協同組合の単純な2層構造の店舗こそ、継続的に設立されていたものの、組合の社会的信条という用具はごく限定された範囲内でしか用いられなかった。店舗網は広がっても、さしあたり理想の共和国は広がらなかった。

1858年にオーウェンが死んだとき、ますます増大する組合員達は全て彼を先導者と仰いでいたにも拘わらず、社会主義者を自称する人々はほんの僅かしか残っていなかった。チャーティズムの指導者達は離散したり死去したりしていた。また多くが対外移民となっていた。初期には何らかの教義や社会改革の急速な成功に望みを抱いていた人々も、それを失っていた。1877年まで生きたW. ロウヴェット (William Lovett) は、その中でも最も高潔な人だった。生涯の初期には、半ばオーエン主義者、半ばホジスキンの主義者 (ホジスキンは、初期にはリカード派社会主義者) であって、個人の手中に財産が蓄積されることが現存諸悪の根源であると完全に信じていた。彼は新しい道德世界は教育のない人々から生ずることはなさそうだと気づいていたので、後年に庶民教育の大義に身を捧げたことに悔いはなかっただろう。一方で、古くからのチャーティスト大衆は、リベラル左派や急進主義者と行動を共にしており、社会秩序の変化よりは民主主義の達成をいっそう念頭に置くようになっていた。前者は後者に付随してくるのではないかというわけである。結局、チャーターは政治的プログラムにすぎず、社会問題についての教義に関しては意見の一致は全くなかった。グラッドストーンの時代には、政治的な諸目的は一つ一つ達成されつつあった。好調期・不調期のリズムを通じて、経済的前進は明瞭であった。もちろん打ち倒すべき悪法や一掃すべき濫用もあったが、これらはグラッドストーン自身が喜んで、その破壊やガス抜きに協働したのだった。年を取ったチャーティストが若い頃の激動的日々を回顧した場合、たとえ後悔や現状への不満はあったとしても、少なくとも過去が現在よりも良かったわけではないということは明瞭であった。平均的な賃金稼得者も1870年代の経済崩壊までは (おそらくその後も)、現状に満足していたと考えてよい。彼らは決して生来的な革命家ではなかった。

カール・マルクスは、1883年に死去するまでほぼ四半世紀の間、ロンドンを本拠地とし、大英博物館の蔵書に埋まって『資本論』を書いたのだが、その第一部は1867年にドイツ語で、1873年にはフランス語で刊行された。最初の英語版へのエンゲルスの序文は、実に1886年11月5日付けである。エンゲルスは1840年代にも、イングランドで革命が3年以内に起こると予測していたのだが、1886年になっても基本的な考えは同様だった。『資本論』の英語版刊行が革命の起爆剤になると考えていたのであれば、彼は誤っていた。マルクスは、直接的にはもちろん間接的にも、イギリス思想界に殆ど影響を与えなかった。イギリスでの実際行動に対しては、影響はほぼゼロだった。英語版刊行以前の外国語版『資本論』は、ほんの一握りの人々に読まれたに過ぎない。ミルの社会主義論を論じる際、マルクスに関連して付言する人は居なかった。若い世代が経済学原理論を書く場合でも、例えばシジウィックはマルクスを無視しているし、マーシャルは、散見される高圧的なマルクスの傍白における失言を

注記しているのみである。

マルクスがイングランドに滞在していた全期間を通じて、イギリス人が社会主義思想に対して多少とも専門的に重要性のある貢献をなしたことは全くない。下層の人々によく見られる本能的社会主義は経済状況の改善によって鈍磨していたし、労働組合の指導者達は社会における自分たちの利害関心事を改良するのに忙しく、将来社会を展望するだけの時間がなかった。他方、ミルの影響力は思索する全ての人々に広がっていた。彼の思想は他の社会主義者達のどんな教条よりも、社会変革の可能性に対して人々の心をとらえ続けていたのである。ミル自身ほど産業社会に批判的だった人は居ない。その批判は、後に廉価版で利用できるようになった整理されたパラグラフのいくつかに、抑えた情熱を伴って現れている。個性に対する配慮（「人間性に完全な自由を与えることが…人間と社会に対して重要」『自伝』原著253頁）の結果、彼は全ての厳格で権威的な形社会主義に対して敵意を維持していたし、「過大な政府」に対しても然りであった。しかし、後年の『原理』諸版や1873年の『自伝』、あるいは死後出版となった『社会主義に関する諸章』（*Chapters on Socialism*, 1879: *Fortnightly Review* に掲載）が明瞭に示すように、彼は全生涯を通じて「人間性の究極の展望に関する限り、条件付きの社会主義にますます接近」しようとしていた。

土地と相続に関する彼の教義は、当時の通常の基準で判断した場合、それ自体革命的だった。他方彼は、財産分散の重要性に対して執拗な信念を抱き、協同組合を熱愛し、賃金支払者と賃金稼得者が永遠に存続するという展望を嫌悪していたので、賃金稼得者達の運動の3つの強力な潮流－友愛協会・建築組合運動、協同組合運動、労働組合－に同情的なままだった。しかし、将来を考える際には、彼はマルサスの亡霊にとりつかれていた。そしてほぼ死に近い時期まで、賃金基金説（賃金稼得者に甚だしく不人気であったのみならず、彼自身も、いつもの率直さで誤りを認めるに至った）を説いていた。この説示もその撤回も、労働者達の間には「伝統的な政治経済学」への「確信的軽侮」を生み出す役割を果たした（Sidgwick, *Principles*, 1883, p.6）。ミルの間接的影響力は、社会のあらゆる階層の思索者に対して非常に大きかったが、労働界においてはその直接的影響力に障害があった。

1879-80年に、労働界のみならず全ブリテン社会に、「福音書」を携えた新たな予言者が現れた。アメリカのヘンリー・ジョージ（Henry George）が『進歩と貧困』（*Progress and Poverty*）をNYで刊行し（1879年）、同著は1880年に2度再版された。ロンドンでは1881-84年間に10度版を重ねた。ジョージは雄弁家でもあり、来英してからもあたかも優れた福音伝道者のように、各地で「信者」を獲得し、『進歩』は新たな聖書のように流通した。彼以前のミルも以後のマルクスも、ブリテンでこのような榮譽に浴したことはない。彼の教義をアーチにたとえれば、所得税統計についてごく簡単な計算を試みるだけで、その礎石を崩せる程度のも物だったが、彼の賃労働者としての経歴や崇高な熱情、貧者への真摯な配慮、天啓を示すようなアメリカ式雄弁、マルサスの発想との近似などが、どこにおいても容易に弟子達を獲得した（もっとも、弟子達が彼を讃仰した期間は短かった）。「賃金を引き上げ、資本への収入を増やし、貧困を撲滅し、雇用を望む者には割に合うだけの雇用を保障し、犯罪を減らし、道徳心を高める、等々のために、私が提案する単純な治療法は――課税によって地代収入を得ることである」。これがアーチであり、その礎石は「地価課税を別として、全ての課税を廃止すること」だった。欧州の国々が地価課税のみでやっていけるかのような示唆はもちろん馬鹿げていた。しかしジョージ

は、カリフォルニア地価の魔法のような高騰と土地賭博者達の分け前を見ていた。彼は、土地投機家達の家の傍らで、同時に貧困者の状況をも見ていた。これが彼の頭を占めて離れなかった。たしかに、19世紀アメリカにおいて社会的に創出された地価には、刮目すべきものがあった。

### (1880年代の社会主義)

ブリテンにおけるジョージの役割は、酵素のそれだった。単一税論者は、純粹オーウェン主義者がそうであるように、従来も一つのセクトでしかなかった。しかしジョージの十字軍は、人々に改めて不平等について考えさせ、単一税主義を公言していなかった多くの人々にも、古い記憶を呼び覚まさせた。T. スpens (Thomas Spence), T. ペイン (Tom Paine), コベット, 初期社会主義者達, チャーティスト, 全ての急進主義者, ミル自身, および J. アーチ (Joseph Arch), J. チェンバレン, こういった人々は全て、何らかの意味での土地改革論者だった。F. オコンナーは賃金稼得者達から少額のお金を集めて国民土地会社 (National Land Company) を創設していたが、これはチャーティスト運動最後の、そして多分不幸な産物であった。ミルも1870-71年に土地保有改良協会を設立していた。彼は常に、不労所得の増分を社会のために課税で徴収することを望んでいたが、その金額については幻想を抱いていなかった。ジョージが初めてイングランドを旅行した年, A. R. ウォレス (Alfred Russell Wallace) が、土地国有化に関する小さな書物を著し、これをイングランドの勤労階層に捧げ、2, 3の友人と共に土地国有化協会 (Land Nationalisation Society) を設立した。同年、これもジョージとは独立に、H. M. ハインドマン (Henry Mayers Hyndman) (彼はマルクスを研究していた) が、Spensの『人間の真正の権利』(*The Real Rights of Man*) を再刊した。1年後の1883年9月には、ハインドマンが1881年に設立の手助けをし、土地国有化を綱領に入れていた民主連盟 (Democratic Federation) が、社会民主連盟 (Social Democratic Federation) に転換し、短期間の内に有力な社会主義者の宣伝媒体となった。

その指導者達は、ジョージの人物ではなく彼のシステムを軽蔑していた。ジョージの第二次旅行 (1884年) の折に、ハインドマンはセント・ジェームズ・ホールでジョージと、社会主義か単一税か、という公開討論を行なった。アメリカからの予言者抜きには、社会主義者達はこんなに盛大な会を開くことは出来なかっただろう。ジョージの持ち込んだ酵素は、W. モリス (William Morris) の社会主義者連盟や新たに設立されたフェビアン協会などにも同様に役立った。S. ウェップは、諸々の小さな宣伝団体においてジョージの観点に固執していた人々も多くの場合、次第に完全な社会主義者になっていった、と述べている。

この時期、来英外国人も統計学者も年老いた賃金稼得者も、ピールの時代以来、多数の勤労階層の生活に完全な革命が生じたと考えたことだろう。しかし、社会の底辺では未だにむさ苦しい貧困や悲惨な生活があった。1878-79年の鋭角的な失業危機は、熟練労働者が底辺にまで落ちる可能性をのぞかせた。彼らは通常、底辺よりは上の層で動いていたのである。ジョージの第二回英国訪問 (1884年) からヴィクトリア女王在位50年祝典に至る期間、失業問題は執拗に続き、また率も異常に高かった。この時期、貧富の差が拡大したわけでもなく、統計学者達も1883年には国民所得のほぼ12分の5を労働階層所得が占めている (50年前には、対応値は3分の1をかなり下回っていた) と推計していた。しかし、このシェアはチャーティスト世代の息子達 (教育を受け投票権も持つようになっていた) に、

およそ十分とは見なされなかつただろう。チャーティスト世代は、自分たちが国の進歩に貢献した以上、よりよい生活を要求する権利があると主張していた。その息子世代も、この意見に到達するのに、別段マルクスに学んだり革命的であったりする必要もなかつた。この意見によって、彼らは賃金闘争を行なつた。

世界は未だに不平等に満ちていた。種々の民主主義者はJ. チェンバレンによる「骨折って働きもせず紡ぎもしない」旧支配階級に対する攻撃を面白がっていた。ジョージは、ともかくも不平等というものが経済諸力の暴走ではなくて変更可能な財産法の結果であるということを示した。

代表的賃金稼得者が1886年頃までに社会主義者を自称し始めているということは、全くなかつたが、政治的に活発な賃金稼得者には、その傾向が始まっていた。ロンドンでは特にそうだった。町や田舎の新たな選挙民は、多くの点で保守的だったが、私有財産権や巨額不労所得への軽度課税（グラッドストーンは結果的にこれで満足）を恒久的に維持するために投票権を行使する保証はなかつた。選挙民達の精神は、一部の人々を別とすれば、明快さや洞察力、首尾一貫性に欠けていた。大多数の者が経済秩序や緊急に必要な変革に関してとる観点は、提示された政治的プログラムや全世界の経済諸力が個々人にもたらす圧力に依存していた。今や時の経過につれて、政治プログラムには、ますますドラスティックな変革提案が盛り込まれていくことが確実だった。外の世界からブリテンにかかってくる圧力は、例外的なほどに厳しかった。しかし、そういう状況ではあっても、平均的な賃金稼得者達の社会に関する考え方が、急速に右から左に動くことはありそうもなかつた。